（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第二条　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　相手国法令の適用の免除（第一条―第十一条）	第一章　相手国法令の適用の免除（第一条―第十二条）
第二章　国民年金関係	第二章　国民年金関係
第一節　被保険者の手続の特例（第十二条）	第一節　被保険者の手続の特例（第十三条・第十四条）
第二節　受給権者の手続の特例（第十三条―第十八条）	第二節　受給権者の手続の特例（第十五条―第十九条）
第三章　厚生年金保険関係	第三章　厚生年金保険関係
第一節　被保険者の手続の特例（第十九条―第二十一条）	第一節　被保険者の手続の特例（第二十条―第二十一条）
第二節　（略）	第二節　（略）
第四章　（略）	第四章　（略）
附則	附則
（削る）	**第十二条**　削除
第二章　国民年金関係	**第二章**　国民年金関係
第一節　被保険者の手続の特例	**第一節**　被保険者の手続の特例
（削る）	（資格取得の申出の特例）
	第十三条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号。以下「令」という。）第九十九条第一項の規定による国民年金の被保険者の資格の取得の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。
（資格取得の申出の特例）	一　氏名、性別、生年月日及び住所
第十二条　法第八条又は社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号。以下「令」という。）第九十七条の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一条第一項第二号に該当する者とみなされた者が、国年規則第二条に規定する資格取得の申出を行う場合にあっては、同条第一項第二号中「本籍地都道府県名」とあるのは「相手国の国民（法第八条第一項に規定する相手国の国民をいう。次項において同じ。）又は難民（令第十五条に規定する難民をいう。次項において同じ。）である旨」と、同条第二項第二号中「本籍地都道府県名」とあるのは「相手国の国民又は難民であること」とする。	二　国民年金法第十条第一項の規定により国民年金の被保険者の資格を喪失した後に氏名を変更した者にあっては、変更前の氏名
	三　基礎年金番号
	2　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
	一　国民年金手帳その他基礎年金番号を明らかにすることができる書類
	二　令第九十九条第二項ただし書の規定に該当する者にあっては、同項に規定する期間の経過後に申出を行うことについての事由書
	第十四条　法第八条又は令第百条の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一条第一項第二号に該当する者とみなされた者が、国年規則第二条に規定する資格取得の申出を行う場合にあっては、同条第一項第五号中「本籍地都道府県名」とあるのは「相手国の国民（法第八条第一項に規定する相手国の国民をいう。次項において同じ。）又は難民（令第十五条に規定する難民をいう。次項において同じ。）である旨」と、同条第二項第二号中「本籍地都道府県名」とあるのは「相手国の国民又は難民であること」とする。